

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第43号 2017年3月

HEADLINE

当財団は平成8年、1996年4月に設立されて20年を経過いたしました。

本号では、2017年1月23日に灘尾ホールで開催した当財団の設立20周年記念式典・記念講演会を取り上げました。

財団の運営・事業の遂行にお世話になっております関係者のみなさまにお集まりいただき、20周年の記念式典を執り行い、次いでベトナムより来日されているハン・フー・クオン前司法大臣並びにディン・チュン・トゥン司法省前次官、および日本の法整備支援の草分けとして現在も活躍されている名古屋大学名誉教授・弁護士で当財団の評議員もつとめていただいている森島先生をお招きして記念講演を行いました。

記念式典・記念講演会並びにその後行った懇談パーティには、100名を超える関係者に集まっていただき、盛会のうちに終えることができました。

公益財団法人国際民商事法センター 設立20周年記念式典・講演会

日時：2017年1月23日（月）

会場：新霞ヶ関ビル 灘尾ホール

1、記念式典（15時～）

開会挨拶	公益財団法人国際民商事法センター会長	宮原 賢次	・・・4
挨拶	法務省法務総合研究所長	佐久間達哉	・・・6
来賓挨拶	法務省事務次官	黒川 弘務	・・・8
	独立行政法人国際協力機構理事	富吉 賢一	・・・9
	独立行政法人日本貿易振興機構副理事長	赤星 康	・・・10
	日本弁護士連合会副会長	幸寺 覚	・・・12

2、記念講演（16時～）

	ベトナム前司法大臣	ハー・フン・クオン	・・・14
	ベトナム司法省前次官	ディン・チュン・トゥン	・・・16
	名古屋大学名誉教授・ 公益財団法人国際民商事法センター評議員	森脇 昭夫	・・・18
統括	弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事	小杉 丈夫	・・・21

懇談パーティ（17時30分～）

挨拶	法務副大臣	盛山 正仁	・・・22
----	-------	-------	-------

～～講師紹介～～

Mr. Hà Hùng Cường(ハー・フン・クオン) ベトナム前司法大臣

生年月日 1953年8月11日

学歴 モスクワ大学国際法学部卒業

ソビエト社会主義連邦共和国連邦科学アカデミー（現・ロシア科学アカデミー）国家法律研究所にて
法学博士号取得

職歴 ～1998年 ベトナム司法省国際協力局長

～2003年 ベトナム司法省次官

2007年～2016年 ベトナム司法大臣

Mr. Đinh Trung Tuấn(ディン・チュン・トゥン) ベトナム司法省前次官

生年月日 1956年10月8日

学歴 タシュケント大学（当時旧ソ連）にて法学修士号取得

職歴 ～2005年 ベトナム司法省民事経済法局長

～2016年 ベトナム司法省次官

2016年～ ベトナム司法省顧問

森寫 昭夫（もりしま・あきお） 名古屋大学名誉教授・弁護士

生年月日 1934（昭和9）年11月14日

学歴 東京大学法学部卒業

ハーバード・ロースクール大学院修了（法学修士）

職歴 1971年～1996年 名古屋大学法学部教授

（主なもの） 1996年～ 同大学法学部名誉教授

同年 弁護士登録（第一東京弁護士会）

1996年～2000年 上智大学法学部教授

2002年～ 損害保険料率算出機構理事長

2007年～ 財団法人日本環境協会会長

2013年～ 加藤・西田・長谷川法律事務所 弁護士

第1部 式典

【開会挨拶】

公益財団法人国際民商事法センター会長 宮原賢次

公益財団法人国際民商事法センター会長の宮原賢次でございます。

本日は黒川法務省事務次官、富吉独立行政法人国際協力機構理事、赤星日本貿易振興機構副理事長、幸寺日本弁護士連合会副会長を初めとするご来賓の皆さまをお迎えし、また森寫評議員を初めとする財団幹部の方々、企業会員の皆さま、それに日頃財団の事業運営にお世話になっている関係者の皆さまに多数ご参集いただき、ここに公益財団法人国際民商事法センターの設立20周年記念式典を挙行することができますことは、誠に慶ばしく、感激に耐えないところでございます。

本財団は1996年4月に法務省より設立許可をいただき、その設立趣旨・目的に沿って、市場経済化を進めるアジア諸国の求めに応じ、民商事分野での法制度の整備、そのスムーズな運用を図るための研修の実施などの法整備支援活動、及び、各国との民商事法分野における相互理解を深めるための人的交流、セミナー、シンポジウムの実施などの事業を民間の立場で推進するよう努めてまいりました。

財団設立から昨年で20年を経過しましたが、これまで順調に活動を続けて来られましたのは、先ずは広く各界民間企業の皆さまに会員として財政支援を続けていただいていること、次いで、法曹界並びに大学の先生方より実務面・学術両にて献身的なご支援・ご協力をいただいていること、そして、法務省法務総合研究所・国際協力機構を初めとする政府関係機関の皆さまの絶大なるご指導とご尽力の賜ものであります。

ここにこれら関係者の皆さまに対し、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、当財団は、各国各方面に色々な支援活動を実施してまいりましたが、簡単にその20年の歴史を振り返ってみたいと思います。1996年、日本からの法整備支援の対象地域として、冷戦構造の解消から社会主義体制から市場経済体制へ移行しようとしているアジア地域、とりわけインドシナ諸国が主要な対象国として選ばれ、当時の国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）のODAの枠組みを通じてベトナムに対する支援が開始されました。そして、その一環で、法整備支援を民

間として協力する団体である国際民商事法センターが設立されたのであります。

ベトナムでは、その後、日本からの支援の成果として、2004年6月に民事訴訟法および改正破産法が、2005年6月には改正民法が成立し、2015年4月からは「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が開始されております。また、カンボジアに対しては、1998年に民法、民事訴訟法の立法支援が開始され、2006年に民事訴訟法が、2007年には民法が成立・公布され、2014年には不動産登記共同省令の起草支援を終えております。新しいところでは、2012年以降ミャンマーに対する支援が開始され、知的財産保護法制の整備等が予定されています。またインドネシアに対しては、2015年12月からビジネス環境改善のための知的財産権保護等のプロジェクトが開始されております。

財団の活動は主としてODAの一環としてのJICAからの法整備支援に関する委託事業であります。が、それ以外にも、ODAの枠組みを超えて、他の事業も行っております。

例をあげると、中国の国家発展改革委員会と財団、法務省、日本貿易振興機構（JETRO）が共催するかたちで日本（東京・大阪）と北京で毎年交互に開催される日中民商事法セミナーを、当財団設立の1996年以来実施しております。昨年11月の北京セミナーで第21回を迎えました。時に尖閣列島を巡る対立など日中間で難しい政治問題が発生する中でも、一度の中断もなく20年間継続しております。このことは、特筆されてよいことだと考えております。

セミナーのテーマは、かつては民事訴訟、仲裁制度、契約法、会社法など民商事分野の基本法に関するものが多かったのですが、最近では中国の急速な経済発展に伴い、大気汚染防止法、独占禁止法、農村の都市化を巡る法律問題、外資法の改正、PFI法（民間資本を活用したインフラ整備）など経済法等の幅広い分野に広がってきております。

また、韓国との間では、日韓パートナーシップ共同研究を実施しております。この事業は韓国の大法院（最高裁判所）と日本の法務省・最高裁判所の間で、不動産および商業登記、供託制度、戸籍制度、民事執行制度について担当者で共同研究を行うもので、1999年に開始され、昨年第17回を迎えました。

日韓対等の立場で、双方の研究員が互いに両国を訪問し合い、文字通り寝食を共にして行うユニークな共同研究で、両国の実務の改善、司法交流、双方の人材育成に大きな成果を上げております。

前に述べたカンボジアの例に見られるように、アジアの発展途上国においては、民法、民事訴訟法のような基本法の立法の後は、不動産登記法など周辺の法律の整備に進むことが見込まれております。その観点からも、この日韓の共同研究は、アジアの情勢の一步先を行く企画と位置づけております。

そのほか、関西を中心とする会社法関係の学者、弁護士の協力を得て、シンガポール・韓国・インドネシア・ベトナムなど日本が進出しているアジア諸国の会社法の諸問題をテーマとして、研究活動、シンポジウムなども実施しております。

このように、当財団は、皆様の御協力の下、さまざまな事業を実施してまいりましたが、ここに満20年の節目の年を迎えることができました。そこで、本日は日本の法整備支援のスタートとなったベトナムより、ハン・フー・クオン前司法大臣並びにディン・チュン・トゥン司法省前次官が来日される機会をとらえまして、財団設立20周年の記念式典と記念講演を企画した次第でございます。

最後に、財団の会長として一言お願いを申し上げます。先に申し上げましたとおり、本財団は順調に事業を続けて参ってはおりますが、地味な活動でもあり、会員数は当初に比べ残念ながら減少してきております。

私共と致しましても、財団の資金面の充実を図り、諸プロジェクトに、更に積極的に取り組んでまいり所存ではございますが、会員数の増加に向け関係者各位のご理解と格別のご協力をお願いする次第でございます。

本日の財団設立20周年記念式典にあたり、本財団の事業・運営にご支援・ご協力いただいております関係者の皆さまに重ねてお礼を申し上げ、私の開会のご挨拶とさせていただきます。有難うございました。

【挨拶】

法務省法務総合研究所長 佐久間達哉

法務総合研究所の佐久間でございます。公益財団法人国際民商事法センター設立20周年記念式典の御開催に際し、一言御挨拶とお祝いを申し上げます。

まずは、宮原会長を始め、財団役職員の皆さま、並びに会員企業の皆様には、財団設立20周年、誠におめでとうございます。

財団と力を合わせ、まさに二人三脚で法整備支援事業を進めてまいりました法務総合研究所を代表して、心からお祝いを申し上げるとともに、この間私共に賜りました大いなる御支援・御協力に対し、厚く御礼申し上げます。

私は、昨年6月、法務総合研究所に参りまして、法整備支援の事業に関わるようになりましたが、財団の皆様や諸先輩からお話を伺い、また、財団の機関誌国際民商事法センターや私共の法整備支援を担当している国際協力部で発行しているICD NEWSのバックナンバーを読むなどして、法整備支援の草創期から財団の皆様を始め、諸先輩たちが大変な御苦勞をされてきた、現在の法整備支援事業がそうした先人達の大変な努力により築き上げられたことを知りました。

御案内のとおり、法務省が法整備支援の仕事に乗り出したのは平成6年（1994年）のことでありましたが、この全く新しい未知の仕事を進めていくに当たっては、経済界を中心とする民間のパートナーが是非とも必要でした。そこで、財団の初代会長を務められた伊藤正様に御相談し、その御尽力により、多くの会員企業の御参加を得て財団が設立されたわけではありますが、財団機関誌の創刊号を拝見しますと、伊藤初代会長や財団の特別顧問を務められた三ヶ月章先生の法整備支援に寄せる熱い思いが今でも伝わってまいります。

財団が設立された平成8年（1996年）に、JICAプロジェクトとして法整備支援事業が本格的に始まり、以来20年にわたって、私共と財団は二人三脚で法整備支援事業を進めてまいりましたが、この間に、対象国は、最初のベトナムに加え、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、ネパール、ミャンマー等に拡大するとともに、内容面でも、基本法等の起草支援や運用支援に加え、人材育成支援、法令間の整合性確保支援等に広がっており、相手国の実情に配慮し、そのオーナーシップを尊重した支援の在り方は相手国からも高い評価を受けるに至っております。もとより、法整備支援事業は、JICAはもちろん、アドバイザーグループの先生方を始めとする多くの皆様に支えられているわけですが、20年前には果たしてどう育つかもわからなかった法整備支援事業が、今日このように日本型法整備支援と言われるまでに育ちあがったのは、財団の物心両面にわたる大きな御支援・御協力の賜物であり、深く感謝しております。

また、財団では、設立以来、中国側のカウンターパートと共に独自に日中民商事法セミナーを開催され、既に21回を数えるに至っております。

私共法務総合研究所でも僅かながらお手伝いをさせていただいており、私も昨年11月に中国で開催されたセミナーに参加させていただきましたが、日中関係が微妙な中で、平成15年以来会長の重責を担われている宮原会長御自らが、やはり設立以来理事をお務めの小杉先生と御一緒に、まさに先頭に立って民間ならではの協力関係・信頼関係を中国側と築いておられることに深い感銘を受けました。

今世界を見ますと、反グローバリズムやポピュリズムの風潮の中で、戦争等の悲惨な歴史の教訓として大切にされてきた自由、平等、人権・人道といった普遍的価値が軽視され、専ら自国の利益ばかり

を追求してむき出しの力が幅を利かせかねないような動きが現れてきていることは、皆様御承知のとおりです。このような情勢の中で、対象国の利益を重視しながら、法の支配という多民族・多国家が平和に共存し、発展を遂げていくのに不可欠な普遍的価値の定着を図る日本型法整備支援の重要性は益々高まっているように思いますし、日中民商事法セミナーのようにODAとしての法整備支援の枠組みを超えたこの分野における国際協力に関して、民間としての財団が果たされる役割も、今後益々大きくなっていくものと思っております。財団の一層の御発展を心から祈念するゆえんです。

終わりに、改めて長年にわたる私共法務総合研究所への御支援・御協力に御礼申し上げるとともに、宮原会長を始め財団の皆様の益々の御健勝を祈念して御挨拶とさせていただきます。

【来賓祝辞（1）】

法務事務次官 黒川 弘務

ただいまご紹介にあずかりました法務事務次官の黒川弘務でございます。本日は、国際民商事法センターの設立20周年、誠におめでとうございます。法務省を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げます。

また、国際民商事法センターの皆様から、財団設立以来20年もの長きにわたり、法制度整備支援事業に関し、多大な御協力、御支援を賜ってきたことに対し、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

我が国の法制度整備支援は、諸外国の法制度を取り入れ、それを発展させてきた我が国の経験と知見を踏まえつつ、相手国の歴史、文化、オーナーシップ等を尊重し、相手国の自立的発展の基礎となる法制度の構築や人材育成に協力するものであり、法の支配の確立や相手国の持続的成長に貢献するものです。

このような我が国の法制度整備支援は、ベトナムを始めとする相手国の方々から、高く評価していただいております。我が国との友好関係、協力関係を強化する上で、重要な役割を果たしております。

このような重要な意義を持つ法制度整備支援を実施するに当たり、国際民商事法センター関係者の皆様の御理解・御協力は、大きな力であり、支えとなってまいりました。

さらに、近時のますますのグローバル化に伴い、我が国を含むアジア地域全体の経済発展にも貢献するものとして法制度整備支援の重要性が一層増しており、支援対象法令も、民法等のいわゆる基本法のみならず、知的財産法その他の経済法令へと広がりつつありますので、国際民商事法センター関係者の皆様の御経験、知見が、非常に有益なものであり、皆様との連携がますます重要なものと考えております。

当省といたしましても、今後も関係機関と連携を深めつつ、法制度整備支援をより積極的に推進してまいり所存でございますので、国際民商事法センター関係者の皆様におかれましても、一層の御支援を賜れますよう、改めてお願い申し上げます。

本日は、これから、ベトナム前司法大臣のハー・フン・クオン様、ベトナム司法省前次官のディン・チュン・トゥン様、そして、日本の法制度整備支援の草分け的な存在であります森島昭夫先生から、それぞれ御講演いただけるものと承知しております。

長らくベトナムの司法制度の発展に努めて来られたクオン様、トゥン様とそれを支えてこられた森島先生のお話は、国際民商事法センターの20周年を祝うに相応しいものと考えております。

最後に、国際民商事法センターのますますの御発展と、本日この場に御臨席の皆様方のますますの御健勝を心から祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

【来賓祝辞（2）】

独立行政法人国際協力機構 理事 富吉 賢一

ただいまご紹介に預かりました、JICAの富吉でございます。本日は、公益財団法人国際民商事法センターの設立20周年に際し、JICAを代表して、心よりお祝いを申し上げたいと思います。

私どもJICAは、国際民商事法センターが設立された1996年にベトナム法整備プロジェクトを開始して以来、国際民商事法センターの皆様と手を携えて、ODAによる途上国への法整備支援を実施しております。

20年前のJICAにとって、法整備支援は全くの未経験分野であり、何かと至らぬ点多々あったのではないかと推察しております。そのような中、国際民商事法センターの皆様は、法務省、裁判所、日弁連、学会など法曹各界の専門家の方々とJICAとの橋渡し役となってくださり、今や法整備支援はベトナムからアジア各国、更には、アフリカにまで拡大し、我が国技術協力の柱の一つと申し上げてもよい状況だと思っております。この20年間、継続して私どもを支えてくださったことに、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

今申し上げました通り、JICAの法整備支援プロジェクトは法務省をはじめ法曹界挙げてのオールジャパンによる支援体制が確立しており、これが日本による支援の特徴であると様々な機会にアピールしています。言うまでもございませんが、これは実際に行うのは簡単ではありません。日本を代表する法律分野の専門家である、国際民商事法センターの役員の皆様のリーダーシップの下、多くの地道な活動が行われてきた結果だと思っております。例えば、現地での各プロジェクトを支える「部会」、これは

プロジェクトの諮問委員会ともいうべき存在ですが、その運営や精緻な記録の作成ですとか、各国の法律専門家が訪日して日本の実務を学ぶ研修の実施ですとか、このような様々な活動により、日本の法整備支援の知見が、国を超えて、有機的につながり、オールジャパンとしての力が生まれている、と私どもは考えております。

また、国際民商事法センターにおかれましては、ベトナム語やラオス語といった、日本では対応できる人材が少ない言語において、法律の内容まで理解した上で、難解な法律用語に対応できる翻訳者・通訳者のネットワークを開拓されており、日本側と相手国側との法的なコミュニケーションの土台を作るうえでも多大な貢献をされております。

更に、研修員が日本に来た際は、国際民商事法センターのご厚意で、観光の機会や、日本人関係者との懇親会をご提供くださっております。日本を訪れた研修員が、法律の背後にある日本文化を理解し、日本人と絆を築くことにも大きな役割を果たされています。

このようないわば法整備支援の要となる役割を、JICAと共に担ってくださる組織は、国際民商事法センター様以外にはないと認識しており、われわれ JICA にとっては、非常に心強いパートナーです。

JICA としましては、その 20 年間に渡り連綿と築かれた、国際民商事法センターの業績に対し、昨年 10 月に、感謝と敬意を込めて JICA の国際協力感謝賞を贈呈いたしました。これからも二人三脚で、法整備支援という国際社会の礎を築く作業を、ともに進めていければ幸いです。

国際民商事法センターのこれからの益々のご発展を心より祈念し、私からのご挨拶とさせていただきます。

【来賓祝辞（3）】

独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 赤星 康

ご来賓、ご来場の皆様、ジェトロ副理事長の赤星です。

公益財団法人 国際民商事法センター設立 20 周年、おめでとうございます。記念式典の開催にあたり、ジェトロを代表し、御祝い申し上げたいと思います。

国際民商事法センターは、設立後 20 年の間、特に市場経済化が進むアジア地域の法整備支援に注力され、法制度の構築、円滑な運用のための研修、セミナー開催等を通じた相互理解を促進されてきました。

そして、支援相手国への貢献はもとより、相手国と日本との密接な協力関係の構築に多大な貢献をされてきました。宮原会長ほか、関係各位のこれまでのご尽力に敬意を表したいと思います。

さて本日は、ベトナムのハー・フン・クオン前司法大臣、ディン・チュン・トゥン司法省前次官も

ご臨席いただいております。日越関係は非常に良好で、先の安倍総理の訪越では、両首脳が参加した120名を超えるビジネス拡大会合の場で、日越間の広範なパートナーシップをさらに発展させることが確認されました。さらに、2月28日から約1週間、天皇陛下がベトナムを訪問。両国の友好親善がさらに深まり、経済関係もますます緊密になることを期待しております。

ジェトロは、日本と諸外国の間の貿易・投資を促進する機関。さまざまなツールで日本の中堅・中小企業の海外展開をサポートしております。去年からは、中堅・中小企業の海外展開を、政府関係機関や地方銀行などと、一社一社支援する「新輸出大国コンソーシアム事業」をスタートしました。同年末までに約3,000社を支援しましたが、5割がアジア、個別の国では約2割(21%)がベトナム関連の案件で、米国の3割(31%)に次ぐ第2位となっております。今後のベトナムを始めとするアジアへの投資は、ますます拡大する可能性が高いと考えております。

他方、中堅・中小企業にとって、外国の法制度は、日本と異なる部分も多く、対応が難しい分野で、法制度に関する企業から寄せられる相談は多くあります。中堅・中小企業の海外展開が拡大する中、外国とりわけ新興国におけるビジネス関連の民商事法の整備が、より重要になっており、投資先国における、法制度およびその運用の透明性が高いことが重要です。

ジェトロが実施しているアジアに進出した日系企業向けの調査においても、「法制度解釈の統一的運用」や「制度変更の際の十分な準備期間」を求める声が多くあります。ジェトロと国際民商事法センターは、それぞれに求められている役割・任務を遂行しており、遂行している活動は共に重要であり、かつ相互補完的な関係と認識しております。

その相互補完的な関係を象徴しているのが、「日中民商事法セミナー」で、ジェトロは、国際民商事法センターが、法務省、中国の国家発展改革委員会とともに開催する「日中民商事法セミナー」を共催しております。昨年、本セミナーは第21回を迎えましたが、毎回中国側から政府高官やエキスパートが参加し、熱心に制度の整備状況を説明いただいております。日本企業の海外展開を支援するジェトロにとって、本セミナーは、日本企業に中国の具体的な法制度について、専門的な観点から情報を提供できる貴重な機会となっております。

この20年、日中関係は必ずしも順風満帆とはいえない時期が繰り返し訪れて、日中関係に強い逆風が吹く状況にあっても、本セミナーは一度も中断することなく、継続して開催してきました。日本企業のニーズが高いことに加え、中国政府も本セミナーの重要性をしっかりと認識しているものと考えます。

このように、国際民商事法センターの活動は極めて重要で、関係各位のご尽力に敬意を表したいと思います。

最後になりますが、あらためて、公益財団法人国際民商事法センター設立20周年に祝意を申し上

げて、今後ますますのご発展、ご活躍を祈念して、私の挨拶をさせていただきます。

【来賓祝辞（４）】

日本弁護士連合会 副会長 幸寺 覚

公益財団法人国際民商事法センター設立20周年おめでとうございます。本日の記念式典に当たり、お祝いを述べる機会を与えていただきまして、大変光栄に存じます。また、10年前に行われた10周年記念式典に引き続き、長きにわたり国際民商事法センターと当連合会との交流が継続してまいりましたことを、誠に喜ばしく思っております。

国際民商事法センターは、1996年4月に設立されてから今日に至るまで、独立行政法人国際協力機構の主催する民商事法分野の支援事業を受託し、法制度整備支援を中心とする事業を実施してこられました。先ほど宮原会長からも国際民商事法センターの20年の歩みについて御紹介がありましたが、近時の事業としましては、ベトナム司法改革支援プロジェクト、カンボジア民法・民事訴訟法普及プロジェクト、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）、ミャンマー法整備支援プロジェクトなど、様々なプロジェクトにおいて、委員会や作業部会の運営に取り組まれているとのことです。また、国際協力機構の事業とは別に、国際民商事法センター独自に、アジア諸国の民商事法分野に関する調査研究や、シンポジウム・セミナーを運営され、大きな成果を残されております。これは、ひとえに、歴代役員各位と会員の皆様の御尽力の賜物と、深い敬意を表する次第です。アジア諸国のニーズを的確に理解し、これに応じた法制度整備支援を行うという国際民商事法センターの取組は、国際人権基準の強化発展、また法の支配の実現に向けて、極めて重要な事業であるといえると思います。

日本弁護士連合会では、「国際交流委員会」を設けて、国際協力機構の主催する本邦研修の受託や、アジア諸国の弁護士会との交流に基づき、弁護士会の運営や会員である弁護士に対する研修についての知見を共有するなどして、国際司法支援に参加する取組を行ってきました。このことは、昨年2月に策定した当連合会の「国際戦略（ミッション・ステートメント）」においても、基本目標において「外国における法制度整備、弁護士養成、弁護士会の設立等の支援を推進する活動を強化する」ことを改めて掲げているところであります。当連合会のこれらの活動は、国際民商事法センターの目的と重なるところが少なくないと考えております。

国際民商事法センターが設立20周年を迎えられ、益々御発展されることを祈念いたしますと共に、当連合会もそのために可能な協働をさせていただくことをお約束し、お祝いの御挨拶とさせていただきます。

第2部記念講演

(司会) ただ今より記念講演を開始いたします。司会と総括を、当財団理事で、財団の行っている各種セミナー・シンポジウム等、企画・運営に中心的に携わっていただいている小杉丈夫弁護士にお願いしております。それでは小杉先生、よろしくお願いいたします。

(小杉) 小杉でございます。第2部の記念講演の司会をさせていただきます。私は、この財団ができました1996年から、この財団の理事をずっと20年間、務めてまいりました。最初の段階から理事というのは、私の他は、通産省の次官を務められた福川さんと、恐らく2人だけになっているのではないかと思います。そのような意味で、私自身、今日の記念式典、この講演会は非常に感慨深い思いをしております。

財団ができた1996年に最初に手掛けたのが、このベトナムの法整備支援でございました。財団はその当時、先ほどからお話の出ている伊藤正会長、前検事総長であられた岡村泰孝理事長、最高顧問の三ヶ月章先生の3人のトロイカで進められました。特にこのベトナム研修はそこで始まり、本邦研修も55回という回数を数えるようになりました。その間にベトナムの中でも法整備が進んで、2004年の民事訴訟法改正3法、2005年の改正民法を通して、2015年からは、2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクトに入っていっちゃるということです。オーナーシップを尊重し、先方の要望もよく聞いて、一緒に働いて、さらにその後も面倒を見るという日本型のプロジェクトができたのは、まさにこのベトナム支援の経験が非常に大きかったのです。この後すぐにカンボジアの支援もありました。この二つを通じて培われた支援の体制、体系が、今でも大きな日本の財産になっているわけですが、その過程で、日本側とベトナム側とが一緒にやってきたという気持ちが非常に強いです。双方で共同してつくりあげ、日本側もこのベトナム支援を通じて多くのことを学んできました。それが今の蓄積になっているということを強く感じているわけでございます。

前置きはそのぐらいいたしまして、今日の講演に入りたいと思います。

本日は、ベトナム前司法大臣の、ハー・フン・クオン様、司法省前次官のディン・チュン・トゥン様、それから日本の森嶋昭夫名古屋大学名誉教授のお三方にそれぞれご講演いただくということになっております。お三方の略歴は、お配りしてあるペーパーの中にごございますので、多くは申し上げません。クオン前司法大臣は、2003年まで司法省次官を務められて、2007年から2016年まで、直近のベトナム司法大臣を務められた方です。

それでは、まずクオン前司法大臣にご講演をお願いしたいと思います。

講演 (1) 「ベトナムにおける法整備支援と財団の貢献」

ハー・フン・クオン (ベトナム前司法大臣)

皆さん、こんにちは。国際民商事法センター会長、宮原賢次様、ご列席の皆さま、私は本日、ディン・チュン・トゥン元次官と一緒に国際民商事法センター (ICCLC) の設立 20 周年記念式典に参加することができたことうれしく思います。ICCLC の設立 20 周年は、ベトナムと日本との司法協力 20 周年と、ほぼ重なっているわけです。私は、この重複は偶然になっているものではなく、やはり ICCLC、日本とベトナムとの司法協力関係が密着していることの表れだと思っております。この重要な式典に対し、私とトゥン氏は、ICCLC 関係者の方、専門家の皆さまに対して心からお祝い申し上げます。先ほど会長が言及された、ICCLC が 20 年間の歩みと発展の、ここに至る功績に対して、特にお祝い申し上げます。

ICCLC の弛みないこの 20 年間の活動によって、アジアのあらゆる地域、その中でも特にベトナムで経済効果をもたらし、また今後の長期の政治的、法律的な発展が期待できるものとなっております。私は 3 日前、大阪で開催された第 18 回法整備支援連絡会において、日本の法律専門家による法整備、法制度の実施、その功績、およびそのための質の高い人材育成に関して話をする機会を得ました。また、昨今のベトナムに対する日本の法律の専門家、裁判官、検察官、弁護士の方の顕著な貢献について伺う機会を得ました。本日このような形で、森島先生、新美先生とも再会できることを本当にうれしく思います。単にベトナムの法制度の整備だけではなく、その法律の実施、ならびにその法律を運用するための質の高い人材育成についても、その協力を頂いております。皆さまのご支援のおかげで、ベトナムとして、基本的な法制度を整備することができ、それがベトナムの歴史的な意義のある経済社会発展に大きく貢献し、またそれによってベトナム行政改革や司法改革という事業も完遂することができました。

具体的には、今日のベトナムは低開発という状況から脱却し、マクロ経済が常に発展し、毎年の GDP 成長率は高いレベルを維持し、社会福祉は日増しに良くなるよう保証され、国の地域および国際的立場は高められていて、ベトナムは現在、日本を含む国々の魅力的な投資、観光の場所となっております。2 週間前の安倍首相のベトナム訪問によって、あらためてこれらのことが明らかになっております。ご承知のように、ベトナムの政治的安定により、投資事業のための環境改善が促進されて、日本からのベトナムにおける事業への投資は、安定したものになっています。それに伴い、日本文化、さくらの国の食文化は、日増しにハノイ市、ホーチミン市のみならず、ベトナム全国に輝いております。この 20 年間のベトナム・日本の法、司法の協力によって、直接的、間接的に日本とベトナムの両国間の関係はより高いレベルのものとなっております。今日では日本とベトナムの関係は包括的、戦略的な、

アジアの平和と繁栄のためのパートナーシップであると言えます。

このような成功が得られたことは、ICCLC の皆さんの大変積極的な貢献があつてのことだと言及せずにはられません。挨拶された皆さま方のご発言にも、このことが顕著に表れております。私は、過去 20 年間、JICA と共に、ベトナムに対する日本の法制度整備プロジェクトの適正な実施を支援してきた ICCLC の指導部および職員と専門家の皆さまの積極的な姿勢に対して、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。私とディン・チュン・トゥン氏も、皆さまのこのような協力があつてこそ、ベトナム政府に任された任務を全うできたと思っております。ありがとうございます。

皆さま、ベトナムでは今、より高く、強固な成長を目指す新しい発展段階に足を踏み入れております。ベトナムとしては、2020 年の後に基本的な工業特区になる基礎を、今つくっており、その地域を含む国際化を目指しております。ベトナムの新しい国会ならびに政府としては、今後、このようなことを明確に目指して行くことにしております。より効果的な戦略をたて、行政改革、司法改革、ならびに諸制度を計画して継続しなくてはなりません。特に行政改革、司法改革が重要です、これまでの法自体の整備から、法律の具体的実施へ方向を転換していくこととなります。ベトナム政府としては、清廉、創造的、行動的な政府をつくり、人民、企業が満足することを、その効果として評価していくことにしました。

ベトナムの三権、立法、司法、行政は、今後のベトナムの安定的な政治、法律の環境を継続的に発展させていくことを目指しております。そのためには、2015 年の民法を含む、2013 年の憲法の後に国会で設立された新しい法令の制度の実施など、司法業務は極めて多くの事務量をこなさなければならず、重大な使命をもっています。私としては、ICCLC に対して、これまでの 20 年の貴重な経験を活かして、今後とも、ベトナムの司法省と司法関係機関に対する技術協力を継続し、2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクトが、その目標を達成できるように、関係を継続してもらいたいと思っています。

この 4 日間、東京高等検察庁の検事長はじめ、法務総合研究所の所長、JICA の理事、その他関係者の皆さんとお話をしてきましたが、2020 年までのみならず、その後もぜひ継続的なご支援をお願いしたいと思います。

日本国政府、JICA、法務省、ICCLC を含む関係機関・組織の支援が、ベトナムにとって、国の目標である富民、強国、民主的、公平で平和な社会を早期に構築でき、お互いがアクセスができるようになったことに、大きな貢献していると思います。先ほど申し上げたベトナム建設目標の達成、国連の 2030 年までの持続的発展の目標の早期の達成、特に平和社会の促進、全員のための司法アクセス確保のための優先的で、より包括的な制度の構築を目指しています。法律、司法の協力の結果としての、アジアの平和と繁栄のための包括的な戦略的パートナーシップ関係の構築に関する、ベトナム・日本共同宣

言に役立つものになると信じています。

最後になりますが、ICCLCの皆さんの堅強な20年、20歳を心の底からお祝いし、今後もより多くの成果をあげて、地域の発展と繁栄に貢献することを祈願いたします。ありがとうございました。

(小杉) 大変ありがとうございました。日本からの支援に対する温かい評価を頂いた上で、まだまだベトナムで続いているこの司法改革、行政改革、それから立法の段階から、むしろ法の実施、執行ということに軸足を移していくことになるというお話、それから法律間の調和ということも考えていかなければいけないという、2020年から30年の先を見据えたお話があり、そこで日本との連携を継続したいというお話でありました。力強いご講演をありがたく思います。

それでは続いて、司法省前次官のディン・チュン・トゥン様にご講演をお願いいたします。トゥン様は2005年から2016年11月までベトナム司法省次官を務められた後、同月、退官されまして、現在はベトナム司法省顧問を務められております。本邦研修にも何度か来られまして、日本のこともよくご存じの方でございます。それでは、トゥンさん、よろしくをお願いいたします。

講演(2)「ベトナムの法整備と日本の支援」

ディン・チュン・トゥン (ベトナム司法省前次官)

こんにちは。ICCLCの設立20周年記念の行事に、友だちのハー・フン・クオン氏と一緒に参加することができて大変光栄に思います。実際、ベトナムに対する法務、司法における日本国からのご支援、ならびにICCLCのベトナム司法省に対するご支援に関しては、既にハー・フン・クオン大臣が言及したとおりでありまして、私は、正直なところ、それ以上申し上げることができません。先ほどクオン氏が、われわれの日本に対する気持ち、ならびにICCLCに対する感想を申しましたが、私としては、この法・司法の協力の受益者の1人として、実際に本邦研修でICCLCの支援を頂いて日本で勉強、研究した経験などについて個人的な感想を述べさせていただきたいと思います。

日本のベトナムに対する法・司法の協力プロジェクトに関しては、私は最初の段階から、この20年間ずっと参加することができました。当時、私はベトナムの司法省の民事経済法局の局長として勤務し、その後、司法省の次官となりましたが、次官の段階でも大臣の命令を受けて、このプロジェクト担当次官となっております。

そのプロセスにおいては、1995年から2005年までの各次の民法の草案の作成、または、2015年の民法典の作成の直接的な担当をしていました。私はいろいろな民法典に対する講義、ならびに日本で研修などにも参加しましたが、日本側は、国内に支援委員会を設けて、日本の民法典の第一人者の

先生方が支援委員会のメンバーとなっていました。私の記憶が正しければ、国内支援委員会には 10 名ほどの先生方が参加され、森嶋昭夫先生、新美先生、角先生、内田先生、松本先生などが参加されていました。本日の会場では、森嶋先生、新美先生のお顔を拝見できました。先生方と一緒に作業する中で、その雰囲気は非常に温かくて、家庭的なものでした。先生方には、粘り強くベトナムの草案の夫々の条文に対して我々と討論いただき、種々コメントを頂戴しました。最初の段階では、それほど多くは理解できませんでしたが、日がたつにつれて徐々に理解することができるようになりました。今日までには 3 回の民法典の草案、3 回の改正がありました。森嶋先生には、毎回、改正するたびに、その草案、改正民法典がより良くなっていると評価していただいています。そして、日増しにその草案、法律が市場経済、国際通例などに、よりアクセスするものになってきているということも評価していただきました。

このベトナムの民法典の制定の全てのプロセスにおいて、私は、本邦研修の団長として何回も日本を訪問することができました。そして毎回日本に来て、最初に日本でお会いする方は、まさに ICCLC の方々です。我々に最も良い条件の環境づくりをいただき、かつ、我々に対してとても親切です。ICCLC は、私たちが日本の関係者との交流ができるように懇親会を開催したり、または日本の景色、景勝などを訪問できるような環境づくりもしてくださいました。日本人との接触の機会、ならびに日本の景色、または日本の風俗、習慣などについても、より理解できるような機会もつくっていただきました。

今の時点では、この本邦研修は 60 回ほど開催され、延べ 1000 名近くが日本での研修を経験してきました。毎回、私のときと同様に、本邦研修団がいろいろな人と接触し、いろいろなことを理解できるような機会を ICCLC が企画してくださいました。そして毎回の本邦研修においては ICCLC が、私たちが法務省をはじめ日本の政府機関、関係機関、そして JICA を介して民間企業や企業の事務所への訪問も企画してくださいました。

この 20 周年記念の行事において私は、ICCLC の会長をはじめ、指導部の皆さま、ICCLC の会員の皆さま、そしてご列席の皆さまのご健康、ご多幸を祈願し、ICCLC の今後ますますのご発展を祈願します。また、この場をお借りいたしまして、我々が今日まで参加してきた本邦研修にお力添えいただきました先生方、また専門家の皆さんに対して厚く御礼申し上げます。今日まで、我々のためにご支援くださいました日本国の法務省をはじめ、関係機関ならびに ICCLC の皆さんに対しても厚く御礼申し上げます。今後のベトナムの法整備ならびにベトナムの法律の成功の実施においても、引き続き、ICCLC の皆さまと一緒に活動して下さることと期待しております。ありがとうございました。

(小杉) トゥン様、大変温かいお言葉を頂いて、大変感激しております、トゥン様の日本での本邦研修のご自身の体験、また団長として何度かベトナム研修員を率いていらしたことのご経験を、たく

さんお話しいただきました。特に国内支援委員会の役割を、民法の制定・改正についても非常に評価していただきましたが、これは本当に日本型と言われるシステムの中でも一つ大事なポイントであろうと思っております。単に研修ということで教官が講義をするだけではなく、恒常的に国内支援委員会がフォローして、研修だけではなく立法のお手伝いをするという形ができていて、このようなことを評価していただいているのは大変うれしく思いました。また、ICCLCの理事として、このICCLCが行っている懇談会や企業の訪問、その他の見学にも高い評価を頂いたことを大変ありがたく思います。最初に私が冒頭で申し上げたように、この法整備支援が、本当に支援する側、それを受けている側の共同作業で物事が進んでいて、その成果が20年、ここに蓄積されているということであらためて感じた次第でございます。

それでは次のスピーカーとして、森嶋昭夫先生をお願いいたします。森嶋先生は、皆さまご存じのとおり、民法学者として名古屋大学、上智大学で教鞭を執られ、ハーバード・ロースクールでも教えられましたけれども、そのような民法学者という顔だけではなく、さまざまな政府の諮問委員会や委員を経験され、日本の立法、そして政策決定にも深く関与してこられました。ベトナムの関係で言いますと、このICCLCやJICAのプロジェクトが始まった1996年、また先ほどお話が出ていた法務省の1994年からの関与のさらに前から、まだ法整備支援が全く姿の見えない混沌としているときから関与されています。本当に森嶋先生がおられなかったら、このようなベトナム法整備支援、ひいては全体の法整備支援も進まなかったのではないかと思われるようなご貢献をされています。森嶋先生には、そのような経緯、また現在、そして将来どのような形で進めていったらいいのだろうかということのお話を伺えると思います。森嶋先生、よろしくをお願いいたします。

講演 (3) 「今後の法整備支援と国際民商事法センターに期待するもの」

森嶋 昭夫 (名古屋大学名誉教授・弁護士、公益財団法人国際民商事法センター評議員)

ご列席の皆様、最初に国際民商事法センター設立20周年を心からお祝い申し上げます。それと共に、本日、基調講演のスピーカーとして呼んでいただきましたことを大変光栄に思います。

先ほどからお話が出ておりますが、国際民商事法センター(以下、センター)は、法総研の法整備支援事業というものが既にあって、先ほどの宮原会長の話のように、その事業を民間がバックアップするものとして1996年に威風堂々とつくられたというように皆さん想像されたかもしれませんが、実は1996年、あるいは1994年JICAのベトナムに対する法整備支援が試行的に開始された以前には、日本政府が実施している法整備支援というものは何もありませんでした。何もないところに法整備支援をするということになり、何もないところで、誰が、何を、どのようにするのか、というこ

と、つまり、法整備支援事業を支援するというのが、このセンターの役割となりました。なぜそうなったのかということをお話しします。

ベトナムは、1986年にドイモイということで、社会主義経済から市場経済へ移行しようとしています。しかし、ベトナムは長く経済が疲弊しており、貧困から国として脱却しなければならないという状況の下で、1992年に憲法を改正して、社会主義国家でありながら、憲法上、市民の自由と財産権の保障とを認めます。もっとも、ベトナムの憲法で、今もそうですけれども、市民の自由と財産権の保障は法律の制約の下に認められているのですが、1992年の憲法の下で、わが国の法整備支援が始まる前の1995年に最初の民法が制定され、その後わが国が支援した2005年民法、2015年民法と、民法は少しずつ変わって、市場経済のルールを取り入れていきますが、まだ社会主義のルールが残ってます。トウさんもクオンなど司法省の皆さんは分かっているのですけれども、市場経済法の原則、例えば善意の第三者の保護や無権代理の第三者保護をどう民法に規定するか、また不動産の私的所有権を認めるか、など、市場経済法である日本の民法には当たり前のこととして規定してあることでも、社会主義国であるベトナムで民法にこれらの法理を規定するということになると、政治的になかなか難しいのです。それにもかかわらず、司法省の法律テクノクラートが党や政治家を説得して、市場経済を達成するために、段階的に民法改正等をしているのです。

1990年代の初めベトナムは、ドイモイを達成するために社会主義経済が色濃く残る中で、市場経済法を取り込むことに必死になっているときでありました。そこに、私を始めとする日本政府は、飛んで火に入る夏の虫の如く飛び込んでしまったのです。何とか支援してくれという、ベトナムの熱烈な要請で、私も巻き込まれましたし、日本政府も1994年に経済協力として法整備支援をすることになりました。

しかし、法整備支援を始めるにあたり、何をするのか決まっていたわけではなく、市場経済移行国の市場経済法の導入について、日本がどのように協力するのか、誰がやるのか、社会主義国ベトナムがどこまで市場経済法を入れられるか、分からない状況で、私もベトナムに行って、司法省を始め関係省庁、党、国会など、一つ、一つ訪問しながら、調べていったわけです。

このような中で、日本政府は、ベトナム政府に対して法整備支援を行うと決めたのですが、その実施を、私を含めて法務省とJICAに振ってきたわけです。しかし、法整備についてはJICAには何も知見がなく、法務省にも有り体に言えば何も経験がありません。法総研の中には、人もおらず、予算もどれぐらい来るのか分からないのに、なぜそのようなことを引き受けるのだ、と文句を言う人もいたほどです。そこで、先ほどお話がありました、三ヶ月先生という、法務省にも、学界にも号令ができる、そして、経済界など色々なところに顔の効く方が、バックにつかれて、やがてこのセンターも設立されたのです。このようなバックアップ体制を一方で作りながら、私を含め、法務省やJICA

や学者など、が集まって、さてどうするかと、議論しながら、作り上げていったのです。それが1994年から1996年まで2年かけて、いわば準備段階でした。

他方で、ベトナムからも日本に来てもらい、どのように研修をすればベトナムの人に理解してもらえるか、本邦研修の内容、方法などについて試行錯誤をしました。先ほど、富吉さんが通訳の話がされましたけれども、通訳も法律用語が分かる人はいないわけです。そのような人達や、こちらの支援する側の人材育成も含めて、全てを新しく創り出していく仕事を引き受けたのが当センターです。1996年に、法整備支援事業の中身もなければ何もないところに、それを支援する国際民商事法センターがスタートしたのです。

それから20年、今や、法整備支援は民商事法だけに留まらず、クオンさんからもお話があったように行政改革や司法改革なども、対象としています。ウズベキスタンでは行政法、行政手続法の立法などを支援しています。

それから、対象国についても、市場経済移行国家だけではなく、例えばインドネシアなど、昔から、定義上、市場経済移行国でない国も対象国となっています。支援対象国は、現在数カ国ありますが、社会主義国ではない共和国も入ってきています。対象とする法律分野も変わってきているだけでなく、やっていることも、法的なインフラ、例えば裁判制度、人材育成まで行うようになりました。つまり、この20年の間に法整備支援は、対象国も、対象としている法分野も変わってきました。それから支援、協力していることの内容も変わってきました。

実は、20年の間に、単に法整備支援事業が変わってきただけではなく、アジアの国々が一変してきているのです。一番端的なのは中国です。中国は1990年代になって大きく飛躍して、2000年から2010年の間で、日本は完全に中国に後塵を拝し、中国は今や世界第2のGDPの経済力を持っています。ベトナムのGDPの世界経済におけるランクも変わってきています。そのように20年間で、経済社会が、特にアジアでは大きく変わってきています。

他方で、アジアの他の国の社会経済が、上向きに変わってきているのに対して、日本自身は残念なことに下がってきています。ODAについて言えば、2000年ごろは世界でトップでしたが、JICAの資料で調べたところ、一時はどんどん下がりましたけれども、このところ少し持ち直して、現在確か5位です。

わが国のODA政策では、ODAの目的としては、世界平和への貢献、環境整備や開発など多くの項目があげられていますが、2013年のODA大綱で、「国益」ということが突如出てきました。何を国益と言うかはともかくとして、国益の中に、わが国の企業が海外展開するに当たり、企業が展開する貿易や投資環境の環境整備をするということが入っています。そこで、2013年以降は、ODAの一環としての法整備支援においてもそのような国益を考慮しなければならなくなっています。

しかし、そのような環境整備をしながら、かつ、対象国が要請している司法制度の改革や、行政制度の改革と両立することは、私は不可能ではないと思っています。

このような状況を踏まえ、私は、今後、センターに期待することを申し上げなくてはなりません。センターが、スタートしたときの歴史的社会的な要請や、バックグラウンドを背負っていることは確かですが、この20年の変化に対応した、新たな歴史的、社会的要請に即した法整備支援の戦略を立てるべきだと思います。

このようなときに、かつての三ヶ月先生のような、号令を掛けたらみんなが走らざるを得ないというようなカリスマ性のある人がいないのは残念ですが、別に偉大な人がおられなくとも、当初センターが担ってきた役割、つまり、法整備支援としての戦略を考えていく司令塔の役割を、新たな事態の展開に対応して、センターが再び法務省、法総研とともに今後の法整備支援をどのように進めていくかについてイニシアティブをとっていくべきだと思います。

2013年のODA大綱はかなり抽象的なところがありますが、センターとしては、ODA大綱を一方で押さえながら、対象国のニーズにどのように一貫した戦略の下で応えていくのかということも議論して、個々の支援事業に対して「これは間違っているのではないか」ということも言えるような役割も担うべきではないかと思っています。

法整備支援戦略全体の中で、何から何までセンターがやるというのではなく、その中核的な役割をセンターが担う、法整備支援事業の拠り所となるということです。

私は法整備支援に最初から関わってきましたが、せめて、これまでやってきた経験の一部をここでお話しして、今後の支援事業に少しでも役立てていただければ有り難いと思います。そして、センターが今後の法整備支援事業の中核を担っていただきたい。それが私のセンターに対して期待であります。どうもありがとうございました。

総括

小杉 丈夫（弁護士・公益財団法人国際民商事法センター理事）

（小杉） 森寫先生、大変、熱のこもったお話をありがとうございました。ベトナムの話から始まって、最後は法整備支援全体、あるいは国際民商事法センターに対する叱咤ということにまで進めていただきました。

本日この記念講演は、国際民商事法センター20周年ということで、ベトナムからクオン司法大臣、トゥン司法省前次官をお迎えして、大変内容のある議論ができたと思います。トゥンさん、クオンさんからは、ベトナムが20年の間に法整備支援を通じてどのように変わってきたか、また将来どのよう

なことを目標に掲げてやっているかということの詳しいお話も頂きましたし、日本に対する熱い期待も伺いました。森寫先生からは、この国際民商事法センターが始まる前からの、法整備支援の馴れ初めのところから今日までのお話を頂いた上に、これからの課題を語るお話いただきました。そのような意味では、この20年間を、過去、現在、それから未来を語るという形の講演になったと思います。森寫先生から頂いた、法整備支援自体が日本として曲がり角にきているという御指摘は、これから考えていかなければいけない本当に重い課題で、ぜひぜひ森寫先生にも今後ともご助言を頂きながら、私ども全体で考えていかなければならないと思います。

これで講演の部は終わりますけれども、全体を通して、本日は多くの来賓の方からご祝辞を頂き、また会員の方、関係者の方にもこれだけたくさんお集まりいただいて記念式典が挙行できたのは、私どもとして大変ありがたいことで、国際民商事法センターの理事として心からお礼を申し上げます。森寫先生のお話にもありましたように、これからは、今後のまた20年を見据えて、チャレンジしながら、新しい法整備の仕事に取り組んでいきたいと思っております。今後とも、ご支援をよろしく願いたいと思っております。

最後に、この講演に来てくださいましたクオン前司法大臣、トゥン前次官、そして森寫先生に拍手をもって感謝したいと思います。

それから、ベトナム語と日本語の間の通訳を大貫錦氏にお願いしました。この方の通訳がなければ今日の会のベトナムの講演者の話が聞けなかったということで、大貫様にも感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして第2部の記念講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(懇談パーティ 来賓挨拶)

法務副大臣 盛山 正仁

ただいまご紹介にあずかりました法務副大臣の盛山正仁でございます。本日は、公益財団法人国際民商事法センター設立20周年記念式典の懇談パーティにお招きいただき、ありがとうございます。法務省を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずは、財団が設立20周年を迎えられましたことに対し、宮原会長を始め、関係者の皆様に心からお祝いを申し上げます。

財団は市場経済への移行を目指す国々の法的基盤の整備を支援し、各国関係者との交流を通じて法制度の共通理解を深めることを目的に設立されたものであると承知しています。財団が、この20年、日本の経済状況が大変難しい状況にあった中でも、経済界の皆様の御支援をいただきながら、途切れ

ることなく活動を続けられてこられたことに心から敬意を表します。

20年以上前、法務省が本格的に法制度整備支援に乗り出すに当たり、将来にわたって事業活動を維持し、体制を整備していくためにも、経済界からのご支援は必要不可欠でありました。

当時の社会経済情勢を考えれば、経済界の皆様にとっても容易な決断ではなかったはずですが、皆様のご理解をいただき、財団が設立されたおかげで、我が国の法制度整備支援が現在の大変充実した姿になったものであり、関係者皆様のご英断に深甚なる敬意と謝意を表します。

法制度整備支援は、各国の「法の支配」の確立やグッドガバナンスの実現に貢献し、アジア全体の平和と持続的成長のための不可欠な基盤づくりに寄与するものです。また、相手国の自主性を尊重しながら、相手国との対話・協働により進める支援は、相手国からも信頼され、高く評価されております。

このような活動により、ベトナムを始めとするアジア各国との間に築いた信頼関係と良好な協力関係は我が国の財産です。ASEAN 経済共同体が発足し、アジアの距離が近づいている現代にあっては、ますますお互いの協力関係を深め、共通の課題に対処していく必要性が増しており、法制度整備支援もその重要性を増しております。

皆様におかれましては、引き続き、当省の活動に御理解・御協力をいただければ幸いです。

本日は、日頃から法制度整備支援活動に御理解、御協力をいただいている皆様と、率直な意見交換や懇談ができることを大変楽しみにしております。

また、本日は、ベトナム前司法大臣のハー・フン・クオン様、ベトナム司法省前次官のディン・チュン・トゥンがお越しになられておりますが、私が一昨年にベトナムを訪問した際、当時それぞれ司法大臣、司法省次官であられたお二人から手厚く歓迎していただき、有意義な意見交換をさせていただいたことは、大変良い思い出となっております。本日お二人と再会できたことを、嬉しく思います。

改めまして、本日はお招きいただき、誠にありがとうございました。

国際民商事法センターの益々の御発展と、ここにお集まりの皆様の益々の御健勝を祈念して、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

ICCLC 公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アピタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : 国際民商事法センター-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野